

瀬戸内市監査委員公表第6号

平成28年度財政援助団体等監査結果報告に基づく措置状況の公表について

平成28年度財政援助団体等監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月29日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 河 本 裕 志

	監査結果	所管部署	措置状況
指摘事項	<p>本来であれば自動販売機の設置業者から市長に対して提出されなければならない行政財産使用許可申請書の提出がなかったため、市長は使用料の額、納付の方法等を記載した行政財産使用許可書を設置業者に交付することができず、市の一般会計の歳入になるべき自動販売機の設置に係る使用料を徴収することができない状態となっていた。したがって、体育協会が行政財産である邑久スポーツ公園及び長船スポーツ公園に自動販売機を設置し、負担金を収入としていることは、指定管理社管理業務仕様書及び瀬戸内市公有財産規則に違反していると認められる。</p>	<p>教育委員会 社会教育課</p>	<p>自動販売機の設置は、熱中症予防等の観点から施設の効果を高めるものであり、スポーツ協会が自主事業として設置を行っています。市としては指定管理に係る基本協定に基づく必要な承認を行っています。</p>